令和８年10月28日
北九州市保健福祉局

報道機関各位

「令和８年度 第３回北九州市障害者施策推進協議会」を開催します

～障害福祉（児）計画の策定を議題に～

この度、第３回 北九州市障害者施策推進協議会を開催しますので、お知らせします。
ぜひ、取材方よろしくお願いいたします。

記

１　日時

令和８年１１月４日（水）１８：３０～２０：３０（予定）

２　場所

市役所本庁舎　３階　大集会室
（小倉北区城内１番１号）

３　次第

（１）議　題
・「第８期北九州市障害福祉計画」及び「第４期北九州市障害児福祉計画」（素案）について
・その他

４　委員数

２０名

５　会議の傍聴

会議は公開、傍聴可能

６　その他

会議情報（配布資料、議事録）については、市のホームページをご確認ください。
掲載場所　https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu05_00057.html

【問い合わせ先】
保健福祉局　障害福祉企画課
ＴＥＬ：０９３－５８２－２４５３
担当：伊東（係長）、大前（課長）

北九州市障害者施策推進協議会について

１　設置理由

障害者基本法第３６条第１項において、都道府県（政令指定都市を含む）に審議会その他の合議制の機関を設置することが義務付けられています。

また、同条第３項において、合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされており、北九州市障害者推進協議会条例（昭和４７年３月３０日）で規定しています。

２　法定されている機能

①市は、障害者計画を策定するにあたっては、同協議会の意見を聴かなければならない。

②障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議、及びその施策の実施状況を監視

③障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

３　委員構成

委員については、障害者基本法第３６条第２項において、「合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。」と規定されています。

当協議会では、２０名以内で、学識経験者、障害者及び障害福祉に関する事業に従事する者等で組織すると条例で規定しています。

令和８年度　第３回北九州市障害者施策推進協議会　委員名簿

（敬称略）

	所属	役職等	氏名
1	北九州市特別支援学校代表会	代表	徳山　貴子
2	北九州市手をつなぐ育成会（親の会）	副会長	平野　千絵子
3	公益社団法人 北九州市障害福祉ボランティア協会	理事	大石　真純
4	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会	前北九州市立西部障害者福祉会館館長	安藤　薫
5	北九州市自閉症協会	副会長	久保田　久美子
6	あかつき会家族会 （旧称：北九州精神障がい者家族会連合会）	役員	松延　留美
7	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	当事者活動「世界に広げよう青空会」委員	西村　昭人
8	福岡県視覚障害者友好協会	北九州支部 支部長	髙嵜　和子
9	あかつき会家族会 （旧称：北九州精神障がい者家族会連合会）	会員	秋成　義信
10	福岡県難病団体連絡会	幹事	石田　和宏
11	福岡教育大学	教授	中村　貴志
12	西南女学院大学	講師	中川　美幸
13	福岡県弁護士会北九州部会	弁護士	柴田　裕之
14	公益社団法人北九州市医師会	理事	吉澤　直之
15	NPO法人北九州小規模連	理事・事務局長	小橋　祐子
16	八幡公共職業安定所	業務第二次長	黒岩　広次
17	北九州市障害者基幹相談支援センター	センター長	山田　貴広
18	北九州市立総合療育センター	所長	鳥越　清之
19	北九州市障害者施設協議会	会長	八尋　哲
20	北九州市民生委員児童委員協議会	主任児童委員 部会長	田中　久美子

事務局　　北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課